第十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第十条の五第二項第六号の改正規定中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え」を削る。

附則第一条第六号及び第七号を次のように改める。

六　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十一条の二第一項の改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定　平成二十九年一月一日

七　削除

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　次に掲げる規定　平成三十年四月一日

イ　第二条中法人税法第五十七条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定（同項第一号ロに係る部分を除く。）並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七条第一項、第三十条第一項及び第百二十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ　第六条中国税通則法第二十三条第一項の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

附則第一条第十一号イ中「（同条第二項第六号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える部分を除く。）」を削る。

附則第二十七条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十五」を「当該法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十五」と、当該法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十」と、当該法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の五十五」に改める。

附則第三十条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「百分の六十五」を「百分の五十五」に改める。

附則第三十五条中「附則第三十九条を除き、」を削る。

附則第三十六条第一項中「以下附則第四十条まで」を「第三項」に改める。

附則第三十八条から第四十条までを次のように改める。

第三十八条から第四十条まで　削除

附則第五十三条第一項及び第三項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条中消費税法第八条の改正規定　平成二十八年五月一日

二　第十条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項の改正規定及び附則第七十九条の規定　平成二十八年十月一日

三　次に掲げる規定　平成二十九年一月一日

イ　第一条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第百五十一条の二第四項第二号の改正規定（「第百五十一条の二第一項又は第二項（に）」を「第百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の」に改める部分を除く。）、同法第百六十六条の改正規定（「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える部分を除く。）並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第百六十六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第五十七条第二項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）の規定

ロ　第四条中相続税法第五十条第二項第二号の改正規定及び附則第三十一条第二項の規定

ハ　第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十三条、第四十条第三項及び第四十三条第四項の規定

ニ　第六条の規定（同条中国税通則法第三十四条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。）並びに附則第五十四条、第百五十四条から第百五十六条まで及び第百六十七条の規定

ホ　第七条の規定及び附則第五十五条の規定

ヘ　第十条中租税特別措置法第十条の五第四項第八号の改正規定、同法第二十八条の三第九項第二号の改正規定、同法第三十条の二第七項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第九項第二号の改正規定、同法第三十三条の五の改正規定、同法第四十一条の三第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の五第七項第一号の改正規定（「第三十三条第三項第一号」を「同条第一項」に改める部分に限る。）、同条第十六項第二号の改正規定、同法第四十一条の五の二第七項第一号の改正規定（「第三十三条第三項第一号」を「同条第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十七の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九の四第十六項第二号の改正規定、同法第六十九条の三第四項第二号の改正規定、同法第七十条の二第六項第二号の改正規定及び同法第七十条の三第六項第二号の改正規定並びに附則第六十七条第一項、第六十九条、第七十条第一項及び第四項、第七十六条第二項、第七十八条、第八十二条第二項並びに第百二十七条第一項から第四項までの規定

ト　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第八項第二号の改正規定及び附則第百四十九条の規定

四　第六条中国税通則法第三十四条の三の改正規定及び同法第三十四条の五の改正規定　平成二十九年一月四日

五　次に掲げる規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

イ　第二条中法人税法第百四十四条の六第二項ただし書の改正規定、同法第百四十九条第一項ただし書の改正規定及び同条第二項の改正規定

ロ　第八条の規定及び附則第五十六条の規定（第七号イに掲げる規定を除く。）

ハ　第十条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号の改正規定、同法第五条の三第四項第四号の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定及び同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定並びに附則第八十四条の規定

ニ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定（同条第一項の表租税特別措置法の項に係る部分を除く。）